⑶　リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
２．引当金の計上基準
⑴　貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
⑵　賞与引当金
職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
⑶　役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
⑷　退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年６月21日法律第83号）附則第15条第３項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第16条第２項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年８月８日法律第182号）第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。
①　退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②　数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
⑸　役員退職手当引当金
役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
３．健康保険法第160条の２の準備金の計上基準
健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、健康保険法施行令（大正15年６月30日勅令第243号）第46条に定める基準により、計上しております。
４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。
５．消費税等の会計処理
税込方式によっております。
Ⅲ　会計方針の変更
企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下、「退職給付会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに割引率の決定方法を平均残存勤務期間による算定方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに準じており、当事業年度において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当事業年度の退職給付引当金が995,426,014円増加し、利益剰余金が995,426,014円減少しております。なお、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。
Ⅳ　表示方法の変更
（損益計算書）
前事業年度において事業費用・一般管理費・一般事務経費の「その他」に含めて表示していました「賃借料」及び「修繕費」は、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「賃借料」の金額は2,097,732,958円、「修繕費」の金額は597,963,086円です。
Ⅴ　貸借対照表関係
有形固定資産の減価償却累計額　3,783,771,931円
Ⅵ　損益計算書関係
該当事項は、ありません。
Ⅶ　キャッシュ・フロー計算書関係
１．資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	1,074,991,558,244円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△200,000,000,000円
資金期末残高	874,991,558,244円

２．重要な非資金取引の内容
当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ6,866,654,581円であります。
Ⅷ　金融商品関係
１．金融商品の状況に関する事項
当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年６月30日勅令第243号）第１条に定める金融商品に限定しております。
未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
リース取引は、設備投資等に係るものです。
２．金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	1,074,991,558,244	1,074,991,558,244	—
⑵　未収入金	391,147,732,315		
貸倒引当金	△ 4,157,973,752		
	386,989,758,563	386,989,758,563	—
⑶　被保険者貸付金	66,116,414	66,116,414	—
資産計	1,462,047,433,221	1,462,047,433,221	—